保健所の拡充を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年 6月 8日

取手市議会議長 齋藤久代殿

提出者 取手市議会議員 加 増 充 子

ループ ルール 水 池 悦 子

保健所の拡充を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためには、迅速なPCR検査が必要であり、保健所の担う役割も重大です。そうした中、政府は、新型コロナウイルスの相談窓口を各保健所に設置をして「帰国者・接触者相談センター」に一本化し、公衆衛生の要である保健所の業務を激増させ、更に感染を判定するPCR検査実施の窓口も保健所に委ねました。そのため現場では、際限なく押し寄せてくる業務に悲鳴が上がるほどとなっています。

この大本にある原因は、1990年代以降統廃合などで保健所の体制が弱められ、1992年には全国に852か所あった保健所が、2019年には472か所となり、職員総数も3万4,000人から2万8,000人に減少、保健所所長としての医師は4割以上の減となっています。背景に1994年に制定された地域保健法があり、保健所管轄地域の広域化・統合、職員減らしに利用されてきました。

内田勝彦全国保健所長会会長は、2020年4月25日の記者会見で今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、行動歴・接触者把握・PCR検査等に手を取られ、結核発症の場合の調査数1年分が新型コロナ感染では1か月でやってしまうほどの膨大な業務となっていたことを明らかにしています。さらにその原因が、この30年間で保健所が減らされてきたことにあると言及しているほどです。

茨城県では、2019年11月から12か所あった県内の保健所を9か所に削減し、それぞれの保健所の業務量が増大、保健所の通常業務が滞る事態が生じているとの声が聞かれています。新型コロナウイルス感染症拡大が一時的に収束しつつありますが、第2波・第3波が心配される中で、それに対する万全の備えとして、県民の命・健康を守る保健所の役割がより一層強く求められます。

県の保健福祉部長が「地域保健対策の専門的・技術的・広域的拠点である保健所は、地域保健に関して広範な役割を担っている」と述べているように、今回のような感染症拡大防止対策の要として、保健・医療の体制拡充が切実に求められています。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記事項について意見書を提出します。

記

- 1. 政府は、保健所管轄地域の広域化・統合政策を、保健・医療体制の抜本的強化へ政策の転換を図ること
- 2. 茨城県が2019年11月から強行した保健所の統廃合を元に戻し、医師と保健師・職員の確保により保健所業務の拡充を図ること

令和2年 月 日

茨城県取手市議会

(提出先) 内閣総理大臣 衆議院・参議院議長 厚生労働大臣 総務大臣 財務大臣 茨城県知事